

令和2年11月27日の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下「法」)」の一部改正に伴い、「地域公共交通網形成計画」は「地域公共交通計画」と名称変更され、鉄道や路線バス等の公共交通を中心に地域の多様な輸送資源を総動員する交通計画の策定が努力義務化された。

本市においては平成30年10月に策定した「草津市地域公共交通網形成計画」を「草津市地域公共交通計画」として新たに策定するものであるが、令和5年10月1日に地域の関係者の連携・協働を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通への「リ・デザイン」(再構築)を進めるための法改正がなされたこと等から、当該計画の内容や策定期間、パブリックコメントの実施時期を当初の予定から変更するものである。

なお、計画策定が完了する令和6年6月上旬までは、国が示す経過措置のルールに従い、現行の「草津市地域公共交通網形成計画」を地域公共交通計画に読み替えて対応する。

## 【変更の理由】

### ① 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正(令和5年10月1日)

令和5年10月1日より全面施行され、同法の基本的な事項を定める「地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針」が変更され、新たな方針として「連携と協働」の促進のため必要な事項が追加され、地域公共交通計画に新たに反映することについての検討を行う必要があるため。

#### ■ 地域公共交通計画での記載項目(努力事項)

① 事業に必要な資金の確保に関する事項
② 立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
③ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
④ 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項



① 事業に必要な資金の確保に関する事項
② 立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
③ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
④ 地域における潜在的な輸送需要に的確に対応するために必要な当該地方公共団体、公共交通事業者等その他の地域の関係者相互間の連携に関する事項
⑤ 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

### ② 草津市地域公共交通活性化再生協議会から計画内容に追加要望

交通事業者の運転手不足や労働時間の短縮(2024年問題)は、以前から課題として上がっていたものの、当初見込んでいたよりも運転手不足や労働時間改正に伴う影響が大きく、現状のままでは減便や路線の廃止が拡大し、市内の公共交通の維持や市民の移動手段の確保が困難であることから、草津市地域公共交通活性化再生協議会から運転手募集や二種免許の補助制度の支援等の将来の輸送需要に対応した公共交通の維持に係る官民連携の事項に関して追加提案があり、関係機関との調整に時間を要するため。

## 【スケジュールの変更】

実施内容	令和5年度										
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
地域公共交通計画の策定		計画方針			骨子案		計画素案	パブコム			策定
地域公共交通活性化再生協議会		計画方針			骨子案		計画素案				
庁議		計画方針等					中間協議等			計画確定	
議会		報告						報告		報告	



実施内容	令和5年度									令和6年度				
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
地域公共交通計画の策定		計画方針				骨子案		計画素案				パブコム		策定
地域公共交通活性化再生協議会		計画方針			骨子案			計画素案						
庁議		計画方針等				骨子案(再)		中間協議等					計画確定	
議会		報告				スケジュール変更		報告		報告			報告	

(スケジュール変更)

(計画素案)

(計画案)